

## SDGs等の社会課題をテーマとした探究型学習実施業務委託仕様書

### 1 業務名称

SDGs等の社会課題をテーマとした探究型学習実施業務委託

### 2 概要

今後訪れる「Society5.0」の社会を見据え、リアルな社会課題に基づく課題解決型学習（PBL：Project-Based Learning。以下「PBL」という。）やプログラミング学習、多様な特性を持った子どもへの個に応じた支援・指導など、学校現場が主体となり、大学や教育ベンチャー等の外部機関と連携しながら更に魅力的な教育を実現することが求められています。

また、小学校学習指導要領「第5章 総合的な学習の時間」の「第1 目標」では、「(2) 実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。」ことが挙げられており、中学校学習指導要領「第4章 総合的な学習の時間」の「第1 目標」では、「横断的・総合的な探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。」ことが挙げられています。

このように、一人ひとりの児童・生徒が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められており、英語や国語、社会、道徳の教科書では多様性、平和教育、環境など様々なテーマでSDGsが取り上げられています。さらに、本市はSDGs未来都市として次世代の鎌倉を担う子どもたちがSDGsを学び、行動し、発信していく機会の創出に取り組んでいます。

一方で、学校がSDGs等の社会課題をテーマとしたPBLを実施するには、PBLのスキルや経験が教員により差があること、教員と児童・生徒で教室の中だけで実施してもリアリティが不足すること、教員が全ての児童・生徒の関心や課題設定に伴走することが難しいこと、児童・生徒自身も学習を通じて社会の課題に気付き、自分にできることと社会を結び付けることが難しいといった課題があります。

そこで、上記課題を解決するため、令和5年度にSDGs等の社会課題と自分自身を結び付け、課題を発見し、児童・生徒自身が主体的に探究を深める学習の企画・実施とともに、総合的なコーディネートを委託するものです。

### 3 契約期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月31日（日）まで

### 4 対象とする学校

鎌倉市立小中学校（以下「市立小中学校」という。）25校、うち探究学習実施校は3校以上

なお、探究学習実施校の選定にあたっては、発注者と協議の上、最終的に決定するものとする。

## 5 委託業務内容

以下の業務を行うものとする。なお、様式6で提出する実施体制調書における管理責任者が可能な限り以下の業務に携わること。

### (1) 鎌倉市立小中学校からの相談等の対応について

企業、NPO、大学、個人等（以下「企業等」という。）との連携を希望または検討している市内小中学校 25 校に対し、相談、助言に応じるとともに実践事例の提供を適宜行うこと。

### (2) 教育活動の企画・実施について

#### ア 教育活動の企画

(1) に基づき、発注者と協議の上で決定した探究学習を実施する学校について、学校毎に探究学習の企画を行いスケジュールを作成する。企画内容については、SDGs等の社会課題と自分自身を結び付け、課題を発見し、児童・生徒自身が主体的に探究を深めることができるような内容とすること。

なお、取り上げる社会課題や詳細分野も含め企画内容については、学校毎に担当教員、児童・生徒の希望や意見を踏まえ、決定するものとする。

また、実際に課題解決のために活動を行う教育活動を、学校毎に1回以上開催すること。

#### イ 教育活動の運営管理

アで作成した企画及びスケジュールに従い、教育活動の進捗について担当教員及び発注者と共有の上運営及び管理を行うこと。また、担当教員等から当該教育活動に係る相談を受け付け、助言を行うこと。

#### ウ 教育活動の実施

アで作成した企画及びスケジュールに基づいた教育活動を担当教員と協働して実施すること。また、当該教育活動の実施に当たり伴走支援が必要な場合は、担当教員等と調整の上実施すること。

実施結果については都度、発注者と共有すること。

### (3) 企業等との調整について

#### ア 企業等との調整

(2) アで作成した企画内容に基づき、企業等による教育活動が行えるよう、企業等と調整を行うこと。対象となる企業等については、担当教員等の意見を踏まえ、決定するものとする。

#### イ 担当教員との調整

教育活動の内容等に関し、担当教員等からの相談に応じて助言を行うと共に、担当教員及び対象の児童・生徒の希望を可能な限り実現できるよう、必要な対応策を検討、実施するものとする。

#### ウ 発注者との調整

2か月に1回程度、取組状況等について打合せを実施し、業務の円滑な実施に努めるものとする。

### (4) 成果報告会について

受注者は、発注者が年1回程度開催する予定の成果報告会に出席し、7（1）で作成予定の業務報告書等を活用して事業報告を行うこと。

#### （5）その他

いずれの業務について、新型コロナウイルス感染症による社会情勢や生活様式等の視点も取り入れた最適な方法を提案すること。

### 6 再委託の制限

- （1）受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- （2）受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、その理由を示した書面により発注者の承認を得なければならない。

### 7 成果品

本業務において納品する書類については次のとおりとし、詳細については契約時に発注者と協議の上決定するものとする。

#### （1）業務報告書

A4版、ファイル綴じ、2部

なお、報告書の作成にあたっては、本業務で作成、使用した教材、実際の教育活動の写真、事業全体の改善点を含めること。

- （2）（1）の電子データ（CD-R等） 2部 ※データ形式は協議の上決定する。

### 8 その他

#### （1）個人情報の取り扱い

受注者は、鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月条例第8号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務委託の処理を行うために個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱に関する特記事項」を順守すること。また、委託業務終了後も同様とする。

- （2）受注者は、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、委託業務終了後も同様とする。
- （3）業務の遂行に当たり、必要な消耗品、交通費、関係者や企業等の派遣に要する費用については、受注者の負担とする。
- （4）受注者は、業務を円滑に遂行するために、逐次発注者と連絡調整を行わなければならない。
- （5）作成した資料等は、引用元や出典を明記すること。
- （6）業務において送信する電子メール、電子メールに添付する電子ファイル及び成果品については、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施すること。
- （7）業務完了の14日前までを目途に、発注者における照査を経た業務報告書等の案について、発注者の確認を得ること。
- （8）業務完了時には、成果品の確認を受けるものとする。これに当たっては原則として受注者の業務における責任者が立ち会うものとする。なお、訂正等が必要な箇所が確認された場合は、受注者は、直ちに訂正等を行った上で、再度、確認を受けるものとする。
- （9）業務完了後、受注者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所が発見された場合は、

受注者は速やかに発注者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。

- (10) 新型コロナウイルスの影響により、発注者が本業務の中止を決定し、受注者に対して、その旨を通知した場合には、契約に基づく業務の履行を直ちに中止し、必要に応じて原状回復するものとする。また、契約金額の定めにかかわらず、業務中止後は発注者及び受注者双方で協議の上、発注者は受注者が中止するまでに履行した業務に要した費用及び原状回復に要した費用のみを支払うものとする。

#### 9 その他の事項

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議により決定するものとする。